

令和 8 年度熱中症等対策に関する声かけ活動ガイドライン

I 趣旨・目的

近年、夏季の高温化に伴い農作業中の熱中症リスクが高まっていることを踏まえ、「いのちをうばう、夏のひとり作業」をキャッチフレーズに、農作業における熱中症の危険性や基本的な予防行動について周知し、熱中症の未然防止及び農作業安全意識の向上を図る。

II 取組期間

令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日

III 取組内容

1 取組の種類

- (1) 農林水産省におけるメディア、SNS での発信
- (2) 地方自治体等による注意喚起チラシの配布等
- (3) 熱中症等対策声かけ隊による注意喚起活動

2 農林水産省におけるメディア、SNS での発信

- (1) 実施主体
農林水産省
- (2) 取組内容
農林水産省独自の広報媒体（広報誌「aff（あふ）」、公式 X 等）での発信に加え、各種メディアでの発信を推進する。

3 注意喚起チラシの農業者向け配布

- (1) 実施主体
市区町村が実施することを基本とし、必要に応じて地域の農業関係団体や都道府県も協力する。
- (2) 実施方法
 - ① 農林水産省は市区町村等に対して別添の注意喚起チラシの配布部数を確認する。
 - ② ①により確認した部数を持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進の事業実施主体である（財）日本農業機械化協会が市区町村に配布する。（6 月下旬を目途に配布予定）
 - ③ ②により配布された注意喚起チラシを取組期間内に農業者に配布する。
取組期間内の早い時期に配布することが望ましい。
農業者の配布は、地方自治体が発行する広報誌等に注意喚起チラシを掲載すること等による対応も可能とするが、全農家に情報が行き渡るよう努めるものとする。

(3) 実績報告

実施主体は、活動期間終了後に配布方法等について報告を行うものとする。農林水産省は、これらの報告を基に取組状況を把握するとともに、とりまとめた取組結果を公表する。

4 熱中症等対策声かけ隊による注意喚起活動

(1) 実施主体

① 実施主体

農業協同組合等の農業団体、農業資材販売店、農業機械販売業者、農業高校及び農業大学校、農業機械士会、4H クラブ、地域の農業者、農業団体、普及指導機関等の多様な主体の参画を想定。

② 実施主体の募集

農林水産省は以下のホームページにて本活動に参加する有志の主体を募集する。

<農林水産省HP>

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/koekake.html

(2) 取組内容

(1) の実施主体による農業者に対して熱中症の注意喚起を行う。具体的な取組内容として想定されるのは以下のとおりであるが、実施主体の創意工夫により、これ以外の取組の実施を妨げるものではない。ただし、3 の実施主体の場合は、3 の取組以外の取組を実施する。

<想定される活動内容>

- ・ 農業現場での農業者に対する声かけ、見守り活動
- ・ 農業者の集会、会合等における、地域のリーダー等による声かけ活動
- ・ 農業機械、農業資材販売店における声かけ活動
- ・ 広報誌・メディアへの掲載、防災無線・広報車等での声かけ活動

<声かけの例>

- ・ 一人で作業されている方に「休憩を取っていますか」、「家族の方などと連絡が取れますか」、「手足がしびれたりすると熱中症の予兆ですよ」
- ・ 職場・集会などで「今日は熱中症警戒アラートが出ていますよ」「水分・塩分補給を忘れずに」

(3) 実績報告

実施主体は、活動期間終了後に取組内容、実施回数等について、農林水産省ホームページより報告を行うものとする。

農林水産省は実施主体毎の取組内容について公表（実施主体が公表することを了承した場合に限る）するとともに、取組を行った主体に対しては、感謝状を贈呈する。

(4) 留意事項

本活動の実施に当たっては、声かけを行う側の安全確保にも十分配慮し、過度な負担とならないよう留意すること。